

新エネルギー供給業に対する助成のご案内

事業者が道内に工場等を新設する場合に、投資額の一部を助成します。

対象者	道内※に工場等を新設する事業者 ※「道内」とは、札幌市の区域を除きます。
対象業種	太陽光※1)、風力、水力、地熱又はバイオマス※2)をエネルギー源とした発電事業※3) ※1「太陽光をエネルギー源とした発電事業」は、知事が特に必要と認めたものに限り、 「知事が特に必要と認めたもの」とは、平成24年度及び平成25年度に国から設備認定を受け、平成27年度末までに工事着手するものをいいます。 ※2「バイオマス」とは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除きます。 ※3「発電事業」は、事業者が道内に本店を設置して行うものに限り、
対象施設	対象となる施設には、発電施設(モジュール、架台等)に加え、系統連系への接続機器(パワーコンディショナー等)及び発電施設を監視又はデータ管理等を行う施設を含みます。
補助要件	道内に工場等を新設する場合で、次のいずれにも該当する必要があります。 ① 投資額が10億円以上であること。 ② 雇用増※が1人以上であること。 ※「雇用増」とは、常用雇用者の人数をいう。 「常用雇用者」とは、事業主が新たに雇用する従業者のうち、次の要件のいずれにも該当する者をいう。 ア 雇用期間の定めのない者であること。 イ 雇用保険に加入している者 ウ 健康保険に加入している者 エ 厚生年金保険に加入している者 ③ 市町村支援の対象であること。
補助額等	投資額の100分の5に相当する額(1億円を超えるときは1億円)
申請等手続	I 新設をする工場等の工事に着手する日前60日から工事に着手した日後30日までの期間内に立地計画認定申請書を提出して、認定を受ける必要があります。 II 工場等の操業等を開始した日以後(工場等の工事の完成した日の属する事業年度の決算終了後の投資額算定の対象となる資産に係る確定申告後2ヶ月の範囲内)に補助金交付申請書を提出する必要があります。

【お問い合わせ先】

北海道経済部産業振興局産業振興課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
tel: 011-204-5324 fax: 011-232-2139
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sgr/>

北海道東京事務所 観光・企業誘致課
〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6-3
都道府県会館15階
tel: 03-5212-9210 fax: 03-5212-9004

北海道東京事務所大阪支所
〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目3番1-900
大阪駅前第1ビル9階
tel: 06-6344-4151 fax: 06-6344-4216

北海道東京事務所名古屋支所
〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目1-1
中部日本ビルディング8階
tel: 052-263-1360 fax: 052-252-5145